

令和 3 年  
第 10 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和3年第10回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年10月25日（月）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
  - 議案第2号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について
  - 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第10回立川市農業委員会総会

令和3年10月25日(月)

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

係長 原島 邦雄 君

午後 2 時 5 7 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。定刻より若干早いんですけども、皆さんそろいましたので、始めていきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今回の総会は 10 月ということで、今月までがクールビズということで、ネクタイは結構でございます。その代わり、もうネクタイをしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですけども、来月からはネクタイ、上着、バッジをつけて総会等に来ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、緊急事態宣言も今日で解除になりまして、農業者大会の後の祝賀会も、そろそろ決めなくてはいけない時期に、もうなってきましたので、それは、協議会のその他の中で皆さんにお諮りして決めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

今日はいろいろ案件もたくさんありますので、どうかスムーズに進めたいと思ひますので、御協力をお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和 3 年第 10 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 7 番の鳴島委員、8 番の内野委員にお願ひしたいと思ひます。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 3 件、（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件。一括して事務局より報告をお願ひいたします。

局長 それでは、事務局より御報告を申し上げます。

まず初めに、報告事項の（１）事務報告でございます。お手元、A４縦長の事務報告資料を御覧ください。

１０月５日（火）、会長職務代理・部会長研究集会がウェブで開催されまして、職務代理、両部会長に御参加をいただきました。

１０月１５日（金）、女性農業委員等研修会が、こちらもウェブで開催をされまして、横幕委員に御出席をいただいております。

１０月１８日（月）、午前中ですが、北多摩地区農業委員会連合会理事会が清瀬市役所で開催をされまして、会長に御出席をいただいております。また、午後には東京都農林水産部との意見交換会が東京都農業会議で行われ、会長にはウェブで御出席をいただいております。

本委員会といたしましては、１０月１５日（金）に本総会に向けた現地調査、本日、２５日（月）が農業委員会の総会と、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

１０月２８日（木）、令和３年度農業委員会会長研究会がウェブで開催が予定されております。会長に御参加をいただく予定でございます。

委員会としましては、１１月１５日（月）、総会に向けた現地調査を予定しております。

なお、第１１回総会、終了後の全員協議会の日程でございますが、当初、２９日（月）と御案内をしておりましたが、広い会場が確保できたことから、２５日（木）の開催と変更をさせていただきます。大変に恐縮ですが、御承知おきくださいますようお願いいたします。

報告事項の（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元の資料、横長の報告事項、資料を御用意ください。

まず、報告事項の（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出３件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては、記載のとおりでございます。

1 件目。農地の所在は一番町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1, 7 0 5 m<sup>2</sup>のうち 3 2 7. 6 0 m<sup>2</sup>。転用目的は資材置場でございます。

2 件目。農地の所在は栄町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は 2 3 4 m<sup>2</sup>。転用目的は公衆用道路でございます。

3 件目。農地の所在は一番町 2 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 3 6 0 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を併せて御参照ください。

次に、報告事項（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 4 件につきまして御報告いたします。

譲渡人・譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1 件目。農地の所在は富士見町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 5 7 1 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目。農地の所在は若葉町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 5 0 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目。農地の所在は幸町 5 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1, 4 6 7 m<sup>2</sup>。転用目的は資材置場でございます。

4 件目。農地の所在は柴崎町 6 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が田、現況は雑種地。面積は 1, 2 0 3 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場用地でございます。

おのこの周辺略図を併せて御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告がありました件について、何か御質問などあ

りましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、2件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号の1の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号の1、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を10月15日、申請者立会いの下、会長、小峰委員、高杉委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は若葉町3丁目の5筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、五日市街道に面した自宅を囲むように位置する農地で、数種の植木が植え付けられているほか、一部露地栽培もされておりました。複雑な形状ですが、境界は全て確認できました。

略図1-2を御覧ください。略図1-2は、自宅の北側に位置する農地で、都の委託生産のツツジなどをはじめ数種の植木が植え付けられておりました。一部の高木は、今後伐採等されるところでございます。

議案第1号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を小峰委員、高杉委員、鈴木会長ということで、順番にお願いしたいと思います。

それでは初めに、小峰委員、お願いします。

4番 この方は植木の生産をやっている方で、まず、1-1なんですけど、ちょっと複雑な形をしておりますが、境界の確認は取れました。肥培管理も良好でした。

あと、1-2なんですけど、境界の確認は取れました。あと、



高木があったので、それを処分するという事です。あと、肥培管理のほうは良好でした。問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉委員、お願いします。

1 2 番 小峰委員に全部言ってもらったので、私が言うことがありません。小峰委員と同様に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

まず、略図 1 - 1 のほうは自宅の前ということで、こちらは植木もきれいに植えられて、後からこれは追加で指定した農地でございます。

それとあと、略図 1 - 2 についても、全体的にはきれいに管理されておりまして、やはり相続ということもありましたので、いい機会なので、高木は全てこの際、伐採をするということで、まだ何本かあったんですけども、業者を入れてきれいにして、大きい木は全て伐採するというようなお話でございました。なので、非常にきれいに管理もされて、何の問題もないかと思えます。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問、確認事項等がありましたらお願いいたします。

1 7 番 ちょっと説明事項とは違うんですけども、この図、文書の中にある面積、被相続人の所有面積より申請農地の面積のほうが多いのと、この 1 番と 2 番の面積は逆なのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長 これは事務局より説明をお願いします。

係長 被相続人の所有面積に関しましては、こちらのもともとの台帳に記載をされていた数値になります。実際に面積につきましては、その後、測量等やり直しをされて、税務署などに申告をされた面積になりますので、縄伸びをしている面積になって

いるということでございます。

議長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

17番 分かりました。

議長 そのほかに御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度というのは十分理解していただいていると思いますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認をさせていただきたいので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としては、相続税の納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。お忙しい時間帯にお越しいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続

していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 よろしく申し上げます。

主人が生きていた頃は、私と主人中心に、息子がお手伝いとして、ほぼ3人でやってきましたけれども、今後につきましては、息子が10年ほど、植木の生産や販売に関わる仕事の会社に勤めておりましたけれども、主人が亡くなった時点で会社を辞めまして、もう家の仕事に専念しております。ですので、これからは私と息子中心に仕事をしていくんですけれども、忙しいときには娘夫婦とか、近くに、おいっ子とか親類がおりますので、そういう方の手伝いも来ていただいたりして、家族や親類の協力を得ながら、今後も生涯農業を続けていくつもりでおります。

17番 ありがとうございます。

農地のほうも面積がかなりありますので、お体にはお気を付けていただいて、これからも農業経営、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 お忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 納税猶予制度については、私もある程度理解しておりますし、生涯私が農業を続けていかなければ大変なことになるというようなことも知っておりますので、先ほども言ったように、息子と共に生涯ずっと農業経営を今後続けていくつもりでおります。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的としたものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。

また、お子さんと2人で大変でしょうけれども、体には気をつけて頑張ってください。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問がありましたら、お願いいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私から申請者の方にお願いがございます。

ただいま両部会長からのいろいろな質問に答えていただきましたけれども、相続税の猶予制度というのは国の制度でございます。これからまた3年に1回、税務署から報告書が来ます。

そうしたら、農業委員会も3年に1回、現地調査を行って、適切に管理をしているかどうか調査に伺うことになりますので、その際はまた御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま両部会長が質問した内容が、この封筒に書いてあります。お帰りにになりましたら、息子さんと家族の方に見ていただいて、どうか御理解をお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで終わりたいと思ひます。くれぐれも体には気をつけて励んでいただきたいと思ひます。今日はありがとうございました。

申請人 いろいろありがとうございました。今後もいろいろと御指導していただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願ひいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第1号の2の説明をお願ひいたします。

次長 現地調査を10月15日、申請者立会いの下、会長、井上委員、高杉委員、事務局で行いました。

議案第1号の2、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は柴崎町5丁目の1筆になります。略図2を御覧ください。略図2は、柴崎福社会館のやや西に位置する農地で、北側に梅が植え付けられておりました。南側は今後の作付に向け耕うんされておりました。生産物は自家消費とのことでございます。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の2について確認を担当された委員か

ら補足説明をお願いいたします。

補足説明を井上委員、高杉委員、鈴木会長の順にお願いします。

それでは、まず初めに、井上委員、お願いします。

15番 この方の畑が、境界ぐいが最初分からなくて、うろうろしましたが、最終的には確認できました。自宅用とは言っていますが、ちゃんと畑として、たしかナスか何かがきっちり植わっていて、それからまた新しいものを植えるというような話を聞きました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉委員、お願いします。

12番 この方の畑は、北側に梅が10本ぐらい植わってしまっていて、次の耕作のために、その南側はうなっているような形でした。プラぐいが、やはりあって、ここの枠よりは少し小さいんだと思うんですけども、一応プラぐいで確認はできました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この方も、もう今、報告があったとおりでございます。梅の木と、あと、今、空いているところは、これから作付をするということでございます。

ということで、きれいに管理もされ、今話したように、赤いプラぐいも4か所全てありましたので、問題はないかと思われま

す。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、どうもありがとうございました。

申請人には、相続税の猶予制度について十分御理解していただけたらと思っておりますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、申請人に確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 どうぞよろしくお願いいたします。

今の御質問ですが、今まで母親と共に農業をしてまいりましたが、これからも生涯にわたり適切な農地の肥培管理を行い、安心安全な農作物の生産に努めてまいろうと思っております。

2点目でございますが、現在、弟が全面的に農業を手伝ってくれております。また、今まで仕事の関係で遠方におりました長男が、来月の11月から近くの入間市に転勤になります。近くに住むことになりますので、休日や祭日に少しずつ農業を教えていき、将来後継者となれるよう育てていくつもりでおります。また、妻も手伝ってくれています。

このように、家族や弟の協力の下、農業を続けてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

17番 ありがとうございます。確認のほうはさせていただきます。

お体のほうには十分気をつけて農業を行っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 本日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

先ほどとちょっと重なるような部分もあるかもしれませんが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行う



と猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 今、御説明いただきました相続税の納税猶予制度がなければ、都市で農業を継続していくことはできないと思っております。農地を許可なく貸すことはできないこと、また、許可を得て貸したとしても、農業経営に一定の関与をしないと、次の相続のときに農地の買取申請ができないことも承知しております。

自ら肥培管理を行い、家族や弟の支援や協力と併せて農業を行ってまいろうと思っておりますが、万が一、私や家族が障害等になった場合には、まず農業委員の皆様にご相談して、御指示を仰ぎたいと思っております。

今後も多品目の農作物の生産を心がけ、農業を生涯続けてまいろうと思っております。

以上です。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

申請人 よろしく願いいたします。

3番 健康には十分留意され、励んでください。ありがとうございます。

申請人 うまく説明できなくて申し訳ありません。

議長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員さんから質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がありませんので、私から申請人をお願い

したいと思います。

ただいま両部会長からのいろいろな質問にお答えいただきましたけれども、相続税猶予制度というものは国の制度でございます。3年に1回、税務署から報告の用紙が来ます。そのときに、また農業委員会としましては、適切に肥培管理をされているかどうか確認をさせていただきますので、そのときには、また立会いをお願いしたいと思います。

ただいま両部会長の説明がありました内容が、この封筒の中に書いてございます。お帰りになりましたら御家族に読んでいただいて、相続税猶予制度というものがこういうものだということで、ぜひ御理解をしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日はこれで終わりたいと思います。十分お体には気をつけて農業に励んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

申請人 つたない説明で申し訳ございませんでした。

議長 とんでもないです。

申請人 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について、1件を議題に呈します。

なお、申請者、代理人が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて事業計画の内容などについて確認を行いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案第2号の説明をお願いいたします。

次長        それでは、議案第2号について説明いたします。

      現地調査を10月15日、貸付人立会いの下、会長、内野委員、島田加美委員、事務局で行いましたので、御説明いたします。

      事業計画の内容としましては、貸付人所有の生産緑地に、親族である借受人が設立した法人に使用貸借権を設定し、果樹生産を行うというものでございます。

      審査要件の①、全部効率利用要件ですが、当該法人としては農地等を所有しておりませんが、今回対象となっております農地の耕作等に現状借受人も従事し、農地全体にわたって効率的に利用されていることから、要件を満たすものと考えられます。

      審査要件②、農作業常時従事要件は、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしているものと考えます。

      審査要件③、地域との調和要件ですが、果樹組合への参加や、共同活動への参加などを通じて、他の農業者と協調されていることに加え、農薬散布などに際しては近隣への配慮の取組も行っていくとのことですので、地域で問題が生じることはないものと考えられます。

      また、本法律における新たな要件である、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの複数の要件のうち、1つを満たす必要がございます。本計画では生産物の約8割を市内で販売との内容であることから、要件を満たすものと考えられます。

      以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

      議案第2号は以上でございます。

議長        ありがとうございます。

      議案第2号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を内野委員、島田加美委員、鈴木会長の順にお願いします。

それでは、まず初めに、内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、果樹の生産、販売をやっておりまして、販売場所は、みの一れと、あと、一部、畑と自宅に自販機があって、そちらのほうで販売しております。

農機具の所有状況も確認できましたし、この畑は去年、引き続きのほうで現地調査をやっておりまして、境界も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、島田加美委員、お願いします。

1 6 番 この方は、内野委員が言いましたように、本当によくやられておりまして、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから補足説明いたします。

今、お2人の委員さんからも説明がありましたとおりでございます。この中で農機具の所有状況ということで、こちらに書いてあるとおり確認をさせていただきましたので、全体的には何の問題もないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま御説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたら、お願ひしたいと思います。

1 5 番 果樹と聞いたので、何を作っているのかなど思っています。果物は何を作っているんですか。

議長 それでは、地元の農業委員の内野委員、お願いします。

8 番 ほとんど柿とブルーベリーです。あと、去年マンゴーが、今年は実を持ったということで、それはちょっと試験的にやっているそうです。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

15番 はい。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、申請人に計画内容等の確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、どうもありがとうございました。

今日は、お忙しい中、ありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定により、事業計画内容などについて御説明などお願いしたく、本日御出席をお願いしましたので、どうか御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、私から質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この法律は、生産緑地の貸借制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものでございます。

本法律について、申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより、貸借が成立する制度となっております。

この事業計画では、農地法の貸借の要件に加え、都市農地の有する機能発揮に特に資する耕作の事業を行うことが要件となっております。

今回、申請人の事業計画におかれましては、生産した農作物等のおおむね5割以上を、農地のある区市、隣接している区市等で販売するとの要件に即したものとなっております。

そこでお聞きいたします。

当該事業計画の内容について御説明をお願いいたします。

申請人 よろしくお願ひいたします。

今までやっていた農業を株式会社にしまして、今後どういったことをやっていきたいかといいますと、株式会社になるまでは、個人向けの販売ですとか、あと、みの一れさんとかJAさ

んに卸していただいたりとかというのがメインだったんですけども、株式会社にすることによって、商流をちょっと増やしていきたいなというものも展望としてはありまして、個人で経営していることと、株式会社としてちゃんと経営した場合で、商流が変わったりとか、あと、今までできなかったことができるようになったりとか、そういったこともありまして、なので、株式会社ということにしまして、今まで柿とブルーベリーがメインだったんですけども、新たにブドウですとかキウイとかも販売していきたいなと思いました。それで、こういったところをお願いしているところでございます。

議長            ありがとうございます。

また、当事業計画には貸付人が、ここでの作業に借受人の年間従事日数の1割以上、従事する必要があります。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者として認められるために、あらかじめ計画しておくものでございます。

そこでお聞きいたします。

貸付人の従事作業等、関与の内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

申請人    本来、皆さん御存じのとおり、収穫された果物は大体みの一れ、村山のみどりっ子、昭島のみどりっ子、3方向で、たまに昭島のモリタウンに届いております。

1年の計画で言いますと、大体6月頃から7月、8月まではブルーベリーの収穫ですね。大体400から500キロ収穫します。それを全部売るのは大変でございますので、半分以上は冷凍で、ジャムの原料として保存しております。どうしてジャムをやるかということ、大体1年間、365日販売できるため、これはやめられないということです。それでブルーベリーは、大体今のところ、ちょっと余るぐらいの割合で生産しております。

柿は、15年ほど前に農業新聞で、岐阜県の方がポット栽培というのをやっていたらっしゃる。それで、そちらへ見学に行きまして、ああ、なるほど、ポットでも10年間の収穫ができる

んだな、そういうことを学びましてポット栽培を始めたんですが、やっぱり10年はもちません。根が大きくなって、みんな鉢が割れてしまったので。それで、現在のところ畑に定植をしたわけです。

種類ですが、太秋というのは十二、三年前に製作されて、今日に至っているんですけども、大変お客さんが喜んでおります。10人の方が食べていただいて、8人がおいしいと。そういう評判でございます。また、まだその宣伝が現在のところ行き届いておりません。去年買ったお客さんは、必ず今年も買いに参ります。それほどおいしい柿でございますので、タイミングがよかったなというふうな感じがしております。この販売も、もっと伸ばしたいと、そんな意向でおります。

せんだって、2年ほど前に立川市の認定農業を受けまして、そうしたら、いろいろと補助金が頂けるということで、来年の春に向けて見積りを出しているような状態です。主にハウスはブドウを栽培したいと思っております。ブドウはどうしても雨の害が出ると思うので、そのためにハウスの中に植えると。そういうことでございます。

キウイもあるんですが、まだキウイのほうは、どうも私、苦手でして、ここでちょっと1反ぐらいのところに植えた状態です。あと2、3年したらば収穫ができるかなと思っております。

こんな感じでよろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。いろいろとお答えいただきまして、ありがとうございます。

ブドウは何という品種ですか。話が違いますけれども。

申請人 今はやりのシャインマスカットです。

議長 やはりシャインマスカットですね。

申請人 はい。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員さんの中で質問のある方はお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質問がないようなので、これで終了したいと思  
います。本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがと  
うございました。

申請人　どうもありがとうございました。

申請人　ありがとうございました。

〔申請人　退席〕

議長　それでは、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定によ  
る事業計画審査・決定について、要件を満たしていると決定す  
ることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長　ありがとうございました。全員挙手と認め、決定するこ  
とにいたします。

続きまして、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨  
の証明について、10件を議題に呈します。

なお、第3号議案のうちに委員の世帯に関する案件がありま  
すので、当該案件の議事の際は一旦退室をお願いしたいと思  
います。

先に清水委員の案件のみを審議いたしますので、清水委員に  
は一旦退席をしていただき、それからまたお戻りいただきま  
して、始めたいと思います。

それでは、議案第3号の1について事務局より説明をお願い  
いたします。

次長　現地調査を10月15日、申請者、会長、内野委員、事務  
局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでござ  
います。

議案第3号の1、特例農地は砂川町6丁目の4筆となります。  
略図1を御覧ください。略図1は、玉川上水にかかる宮の橋の  
北、西武拝島線の線路に接して位置する農地で、南側ではサト  
イモやブロッコリーが作付されており、北側はきれいに耕うん、  
整地されておりました。生産物は、みの一れ立川に出荷されて  
いるとのことでした。肥培管理は良好でした。



議案第3号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、補足説明を内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、先ほど説明もあつたとおり、野菜はみの一れに出荷しているそうです。境界石のほうも確認できましたし、肥培管理のほうも良好で、あまりにもきれい過ぎて草を探すほうが大変で、今まで自分で見てきた中で一番きれいな畑でした。なので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件に何か質問がありましたらお願いしたいと思えます。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第3号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、引き続き、議案第3号について事務局より説明をお願いいたします。

次長 現地調査を申請者、申請者代理人、会長、金子委員、田中委員、清水茂男委員、内野委員、鳴島委員、井上委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第3号の2、特例農地は若葉町3丁目の4筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、五日市街道と若葉町団地に挟まれた南北に広がる農地で、ナンテン、モミジ、ザクロなど多品種の植木が植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第3号の3、特例農地は幸町1丁目の5筆、2丁目の1筆となります。略図3-1を御覧ください。略図3-1は、五日市街道に面した自宅の南側に延びる農地となります。略図3-2を御覧ください。略図3-2は、略図3-1の南、すずかけ通りを越えた先に位置する広大な農地となります。略図3-3を御覧ください。略図3-3は、3-2の東、江の島道を越えた先に位置する農地となります。いずれの農地も多品種の植木が植え付けられるとともに、肥培管理はいずれも良好でした。

続いて、議案第3号の4、特例農地は砂川町1丁目の3筆となります。略図4を御覧ください。略図4は、五日市街道とすずかけ通りの間に位置する農地で、ジャガイモやサトイモ、ハクサイなどが植え付けられるとともに、今後の作付に向け耕うん、整地されておりました。特例農地は、この区域に散在する国有地の影響や、墓地や商業看板が設置されていた箇所などが除外されたことにより、不整形となっております。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第3号の5、特例農地は砂川町1丁目の3筆となります。略図5を御覧ください。略図5は、略図4の農地の間に位置する農地で、ダイコン、サツマイモ、サトイモなどのほか、オカボや桑が植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第3号の6、特例農地は砂川町6丁目の2筆となります。略図6を御覧ください。略図6は、平成新道の北側に位置する農地で、ネギ、サトイモ、サツマイモやハクサイが植え付けられておりました。生産物は庭先販売されているとのことでした。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第3号の7、特例農地は砂川町3丁目の4筆となります。略図7を御覧ください。略図7は、五日市街道と大山道の交差点近くにある自宅の北側に位置する農地で、タマネギ、ダイコン、ネギなどが植え付けられておりました。一部、マルチシートや支柱などがところどころに置かれたままとなっ

ておりましたので、整理されるよう依頼いたしました。

続いて、議案第3号の8、特例農地は上砂町3丁目の2筆となります。略図8を御覧ください。略図8は、五日市街道に面した自宅の南側に位置する農地で、ネギやニンニクなどが作付されておりました。生産物は知り合いからの依頼を受け生産されているとのことでございます。一部、剪定枝が残されておりましたので、片づけるよう依頼いたしました。

続いて、議案第3号の9、特例農地は柴崎町5丁目の3筆、錦町6丁目の1筆となります。略図9-1を御覧ください。略図9-1は、柴崎福祉会館のやや東に位置する農地で、サツマイモ、ブロッコリー、梅が植え付けられておりました。特例農地は物置やマンホールが設置されている箇所が除外されております。略図9-2を御覧ください。略図9-2は、東京都多摩教育センターの跡地の東側に位置する農地で、サトイモ、ブロッコリーなどが植え付けられておりました。生産物は多摩青果に出荷されているとのことでございます。いずれも肥培管理は良好でした。

続いて、議案第3号の10、特例農地は高松町1丁目の1筆となります。略図10を御覧ください。略図10は、高松バイパス沿いに位置する農地で、サトイモ、サツマイモ、ネギなどが植え付けられておりました。略図で細長く伸びている箇所、奥にある神社の手前部分のイチョウが大きくなり過ぎている上、周囲も特に作付されている状況も見受けられませんでしたので、有効に管理されるよう依頼いたしました。

議案第3号は以上でございます。

議長            ありがとうございます。

議案第3号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を、2番、鈴木会長、3番、金子委員、4、5番、田中委員、6番、清水茂男委員、7番、内野委員、8番、鳴島委員、9、10番を井上委員にお願いしたいと思います。

まず初めの2番ですね。この方は植木生産をされておりました。

て、本人と、あと息子さん2人と、3人で経営されておりました。非常に広い農地面積でございます。植木のほうも、結構大きな植木、シラガシなどを中心に作付をされておりました。出荷先は、地元の植木を買っていただいている業者が中心だそうでございます。

この方は本当に熱心にやられている方なので、非常にきれいに管理されて、境界石も全て確認をさせていただきましたので、何の問題もございませんので、以上になります。

続きまして、3番を金子委員、お願いします。

2番 この方も植木の生産で、かなり広い範囲の広大な農地を持っておりますけれども、境界石は全部ありました。ただ、一部、3-2の略図の南側の、会社の隣のところに、前に北側を売ったときは黒土がかなり入ってしまっていて、それがちょっと高過ぎるかなという問題に対して、それをちょっと流してくださいということは申しあげましたけれども、ほかは本当に樹種も多種多様で、肥培管理もちゃんとなっていたので、問題ないと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4、5番を田中委員、お願いします。

10番 4番の申請者の方ですけれども、高齢者であります。農業に対する意欲のほうは結構ありまして、足りない部分の農作業につきましては、息子さん、また、娘さんの旦那さんのほうが手伝っていただきまして、庭先のほうで販売しております。一部、庭の南のほうに剪定枝がありましたので、それは片づけるようお願いいたしました。

続きまして、5番でございますけれども、この方は、自宅前のほうにオカボとか桑といった珍しいものを作っております。きれいな畑になっております。特に問題ないかと思っております。

以上であります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番を清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 この方は、略図 6 のように、道路を挟んだ両サイドに畑があるんですが、ハクサイやサトイモなどの多品目の野菜を栽培しております。出荷先としては、御自分で持っている借家のところで庭先販売という形で、野菜のほうは販売しておりました。境界石も確認できて、肥培管理も良好でしたので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7 番を内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、野菜の出荷先は、みの一れ、スーパー、あと、一部飲食店に出荷しております。

境界なんですけれども、確認できました。肥培管理なんですけれども、一部草が生えていたので、除草のお願いと、農業資材が散乱していましたので、そちらのほうを片づけるようお願いしておきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8 番を鳴島委員、お願いします。

7 番 この 8 番の方については、境界等もしっかりしてしまして、畑は剪定枝が一部積んであったりしたんですが、それ以外は肥培管理については良好でありました。

特に販売等、農家について大変楽しんでやっている方で、お祭りなんかによくサツマイモなんかを出していただける方です。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9、10 番を井上委員、お願いします。

1 5 番 9 番の方は、野菜を中心に作って市場に出荷をしているということでした。また、一部、サツマイモなどを保育園か何かに公開をするというか、農業体験を経験してもらおうというふうなことをやっているということでした。

10 番の方は、生産緑地のすぐ脇に神社がありまして、その脇に、これは高さ 15 m は超えるだろうと思うんですが、大き

なイチョウの木があって、その周りだけは何も耕作らしいものをしていなかったの、何か作ってもらうようお願いしたのと同時に、ただ、ちょっと中に入れないので、このイチョウの大木を切るのは、なかなか技術的にも難しいと。重機が入れないぐらいの、路地の行き止まりみたいなところで、聞くところによると、農地解放のときに切り取られて残ってしまっ、それでどうしようもないんだというような話を伺いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました件について、何か質問等がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で何かございますか。

次長 特にございません。

15番 ちょっと質問というか、分からないことがあって、前回、農地を貸したいという方がいらっしやいましたけれども、あの場合、農業委員会としての役割というのは、どういう役割をするんでしょうかというのが1点と、それから、もし借り手が見つからなかった場合は、どういう形になるのが一般的なんでしょうか。

係長 農業委員さんの皆様におかれましては、地元などで農地を借りたいという御希望をお持ちの農業者の方がいらっしやる場合などは、御相談があったりといった状況等もおありになるかと思われまますので、そういった際に、貸してもいい、貸したいという御希望があるといったところなどを御紹介いただくものになってこようかと思っております。

希望者の方がいらっしゃらない場合につきましては、借りたい方がいらっしゃる状況がないということですので、貸借が成立するということではございませんので、残念ながらそのままという形にはならざるを得ないところでございます。

ただ、タイミングによっては、また出てくると。借りたいという希望の方がいらっしゃる場合なども、今後出てくる状況等もあろうかとは思いますが、直近のところでは、貸借などには残念ながらつながらないという状況かと考えてございます。

15番 例えば、管理ができないので誰かに貸したいと言っているかと思うんですけども、その場合、借り手が見つからないときに、逆に言えば農地として、先ほどの話じゃないですけども、荒廃してしまう可能性は高いわけですよ。要するに、例えば借り手が見つかって、農業委員会がその中ではどういう、要するに、仲介的な役目をするのか、あるいは単なる紹介で終わるのか。その辺の立場によって、つまり、委員会としての責任はどこにあるのかということ、まず聞きたいです。

それと、それが、もし責任があるとすれば、どういう責任を取らなきゃいけないのか。貸した人との間に入って、トラブルが起きたときの話だとかも含めてですけども、その辺のところはどうなんだろうというのが、ちょっと分からなかったもので、まず1点は、借り手が見つからなかった場合、借り手が出てくるまで、ただただ普通に、すみません、まだ出ないんですよと言って、逆に言うと、それがどんどん農地として荒廃していったら、貸したい人は、だから、私、できないと言ったじゃないみたいな話になって、貸し手を探してよと言ってくるんだと思うんですけども、その場合、どういふふうに対応したらいいのかというところが分からないので、教えていただければと思いますけれども。

係長 貸借ですと、貸したいという御希望の方と、借りたいという希望の方、双方の合意があって成立するものでございますので、借りたい、貸したいという御希望があたりになっても、残

念ながら、その畑を借りたい方がいらっしゃらない場合ですと、やはり貸借が成立するということは難しい状況になろうかと思えます。

ですので、その後、実際には御本人に管理をしていただくというところがございますので、今後はそういった部分も含めて、どうされていくのかといった話にはなつてこようかとは思いますが、貸借には結びつかないところかと思つてございます。

15番 一般的にはどうなつちゃうんですか。そういう場合。売却するとか、そういうこと。

係長 そうですね。ですから、場合によっては、そういったところなんかも含めて、御本人のほうで検討されるということにもなろうかと思えます。

15番 当然、納税猶予になっている場合ではないですよ。

係長 今回のところでは、そうですね。受けているところではございません。

15番 では、農業委員会としては、特に責任があつて紹介するというのではなくてという……。

係長 借りたいという希望の方がいらっしゃれば、積極的に御紹介いただくといったところにとどまろうかと思つております。実際に当事者間で貸借が成立した場合に、当事者間で何らかのことがあれば、それは実際には契約をしてという形になりますので、基本的には当事者間での解決という形になつてこようかと思えます。

15番 分かりました。

2番 今のあれに関係してなんですけれども、当事者間で話をするというのは、これは貸借の面積にもよりますけれども、行政側としては条例か何かで貸借を考えているということは、ないんですかね。今。日野さんの場合だと、条例の中で貸借の年数、金銭面は幾らというのが条例で決まっているって。年数も最低5年。最高は、それは貸すほうのあれなんですけれども。

それとまた、今、八王子のほうに、新農業者のやりたいとい



う学校ができていますよね。今年度、第1期生が卒業して、ただ、農地がなくて、卒業したけれども、まだできていない人が多いらしいんですけれども、今後そういう人たちが増えていく場合に、農業委員会の関わりというのは、最初、自分たちが貸借で聞いたのが、そういった人たちの経営内容を聞いて、上げてもらって、行政とか、最後は市長のオーケーが出るんですけれども。

だから、今、相対でやるとなると、近くで借りたい人だけでやっていますよね。ただ、今後、そういうことが出てくるということは、農業委員会に対しても、今、井上委員が言ったような、農業委員会の対応と行政の対応というのは今後出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そのときには、やっぱりそれは一番大事になるわけですよね。

だから、行政として条例のほうは、どう考えているのかなって、ちょっと聞きたいんですけれども。

次長 現時点で、正直どれだけ潜在的に貸したい意向をお持ちの方がいるのか、また、それに対して一方で、借りてでも生産を増やしたいとか、そういう意向をお持ちの方がいるのかというのが、全てようやく先日の調査に合わせて記名式で、以前は東京都で無記名のアンケートで状況調査をやって、ようやくここで我々も、状況把握ができる段取りというか、そのデータベースが作れる状況になりました。

現時点では、他市の例のような条例化のところまでの必要性は、まだ認識できていないところなんですけど、おっしゃるように、立川は今、既に、例えば、どこどこの農家に研修生として農業を勉強されている方もいれば、立川市内には、せっかく以前から財団が試験場というか、そういう施設も持っていることがありますし、今おっしゃったような新規就農者の就農先の1つに、こういう都市における農地というのが、より魅力的だというふうに感じていただけるのであれば、そういったつなぎ方もできるような橋渡し役をすべきなのかなというのが、将来的には見えてくると思います。

まず、ここで皆さんに調査、御協力いただいたものを分析した上で、身近なところで貸借が成立しそうな案件があるかどうかとか、その上で、先ほど、前回の全員協議会でお話が上がった、貸したい意向のある方につなげられるような案件がありそうなのかとかを検討した上で、行政としてどこまで体制を整えて取り組んでいくのかという形になろうかと思っておりますので、まず、その状況も分析できたところで、一定こういうニーズがありましたという御報告もできればと思っておりますし、その上で、皆さんにどう役割を持っていただいて、しかるべき方向に持っていくのかというのは、また協議をさせていただければと考えてございます。

以上です。

議長 いいですか。

2番 ありがとうございます。

議長 貸借のほうは、今、特に新規就農者については、農業会議のほうで中間管理機構ということで、その中間に農業会議が入っているというのが、今、実情なんですけれども、こういった案件に対しては、そういうのは対象にはならないんでしょうか。中間管理機構にお願いするとか。

それと、あとはもう1点は、こういった貸したい人がいるということで、例えば農業委員会のホームページ等で載せるとか、そういったのも今後は必要になってくるのかなと思っておりますけれども、この辺はどうなんでしょうか。

係長 東京都農業会議のほうには、市内の農業者さんなどで借りたいという意向の方がいない場合、畑などで貸したいという希望があるということで連絡などした場合に、農地を探されている方などを御紹介いただけたところなどもあるようでございます。実際に昭島市さんなどで、八王子のほうでされていらっしゃる方が昭島の畑を借りてとといったときに、そういった方を御紹介してといったようなところは、あるところがございますので、情報提供といったところは可能かとは考えてございます。

議長 分かりました。

貸すほうも、まずは地元の立川の農業者におそらく貸したいというのが一番だとは思いますが、どうしてもない場合は、そういうのも今後利用していくというのも、1つの手なのかななんて思っておりますので。

15番 そのときに、この委員会で何かの役割が果たせるというのと、農業の振興というか、都市農地を守るという意味も含めて重要じゃないかなというふうに思った次第です。

議長 ありがとうございます。

次長 いずれにしろ、まさに今月末が特定生産緑地の指定手続の申込み期限ですので、ここで制度が大きく、こういうふうな形で変わって、一区切りというところで、今後、指定をされた、指定の意向があった方も、この先10年となると、なかなか今おっしゃったような課題も出てくる、顕在化してくるのかなというふうに思いますので、まずは先日御協力をいただいたものをしっかり状況把握して、その上で、先ほど会長がおっしゃったような、御紹介をするような仕組みも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

井上委員おっしゃるような委員会としての役割だとか、その上での農地の有効活用というのは、当然我々の役割かなと認識していますので、ぜひその点でも、また皆さんに情報提供できればと考えていますし、御協力、よろしくお願ひしたいというふうな考えでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 全員協議会の後にも最後に質問等を受け付けたいと思いますので、総会はこれで終了としたいと思います。

次回の農業委員会の総会は、日程、会場が変更となりましたので、11月25日に変更でございます。時間が3時から302会議室でございますので、御注意ください。

本日は、ありがとうございました。

午後 4 時 23 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員